

## 平成25年第9回玉名市農業委員会総会議事録

平成25年10月7日（月）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三	10番	坂本 誠二
11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之	14番	森川 正志	15番	丸山 近信
16番	田辺 信之	17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均
27番	植田 英男	28番	三川 了	29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄
31番	松本 哲海	32番	生田三之利	35番	池本 信秋	36番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

5番	井上 清晴	9番	荒木ひろ子	13番	本田多美子	19番	大野 金生
25番	小島 昌文	26番	植田 勇一	33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 係長 二階堂 正一郎  
主任 渡邊 布由紀 主任 宮田 正文 主事 中川 雪路

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

2 名

### 議 題

- 第 53号 農地の買受適格証明願（転用目的）について
- 第 54号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
- 第 55号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 56号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
- 第 57号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
- 第 58号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
- 第 59号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
- 第 60号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 24号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 25号 許可不要転用届について

第 26号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さんお揃いですので、開催したいと思います。

現在の出席委員は、36名のうち井上委員、荒木ひろ子委員、本田委員、大野委員、小島委員、植田勇一委員、谷川委員、岩永委員、8名の方から欠席の届けが出ております。28名の出席でございます。玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成25年第9回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

まず、東会長よりごあいさつをいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） こんにちは。本日はお忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第53号より議第60号まで47件と、報告第24号より報告第26号まで19件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、田上輝行委員と米野委員にお願いいたします。

-----○-----

## 2. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第53号、農地の買受適格証明願（転用目的）についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第53号、農地の買受適格証明願（転用目的）について。下記のとおり公売に付される農地の買受適格証明願を承認するものとする。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の願出人で、公売物件が滑石の田136㎡外1筆、計310㎡です。自宅の出入り口の通路が狭く、駐車場も借りている状況で、申請地を通路及び駐車場として利用されるものです。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。入札日が11月8日です。開札日も同じく11月8日で、入札終了後借地となっております。

それから、附帯決議としまして、下記に記載しておりますけれども、買受適格証明の交付を受けた者が、最高価買受願出人又は次順位買受願出人となり、5条許可申請が出された場合は、この審議をもって意見を付して許可するものとする、という附帯決議があります。以上でございます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○6番（鶴田克士君） 1番の案件については、願出人の家は現在も使っておりまして、夫婦で住んでおられます。自宅までの通路が狭く、駐車場も借っておられる状態でありまして、近々子どもさん夫婦も帰ってこられるということで、生活していくうえで支障を来すことが予想されますので、通路及び駐車場の確保のために必要な土地と考えておられます。計画の概要は、現在の状態で利用するという事です。雨水は自然浸透となっております。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地の買受適格証明願について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第53号については承認することに決定しました。

次に、議第54号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第54号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、田崎の申請人で、申請物件が田崎の田185㎡外1筆、計468㎡を、相手方の要望と隣接地取得による売買でございます。

2番、熊本市と山部田の申請人で、申請物件が山部田の畑657㎡外1筆、計1,098㎡を弟へ贈与するものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田374㎡外4筆、計2,880㎡を、労力不足と小作地取得による売買です。

4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の樹園地398㎡外1筆、計1,267㎡を兄へ贈与するものです。

5番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田824㎡外3筆、計3,615

m<sup>2</sup>を弟へ一括贈与するものです。

6番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田800m<sup>2</sup>外1筆、計1,621m<sup>2</sup>を、労力不足と小作地取得による売買です。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田485m<sup>2</sup>外1筆、計978m<sup>2</sup>を、相手方の要望と経営拡張による売買です。

8番、河崎と横島町の申請人で、申請物件が三ツ川の田252m<sup>2</sup>を耕作不便と経営拡張による売買です。

9番、東京都大田区と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,697m<sup>2</sup>を兄へ贈与するものです。

10番、菊池市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地1,607m<sup>2</sup>外4筆、計4,166m<sup>2</sup>を、労力不足と小作地取得による売買です。

11番、福岡市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地493m<sup>2</sup>外1筆、計1,080m<sup>2</sup>を、労力不足と小作地取得による売買です。

12番、福岡市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑682m<sup>2</sup>を、労力不足と小作地取得による売買です。

13番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田467m<sup>2</sup>外1筆、計2,998m<sup>2</sup>を子へ贈与するものです。

以上13件、2万2,802m<sup>2</sup>をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○14番（森川正志君） この案件はですね、この近隣の方々でよく話し合いもまともまっておりますので、別に何ら問題ないと思います。許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 2番。

○16番（田辺信之君） 2番の案件について説明します。

現在小作しておられますけど、お兄さんはもう帰ってくる予定がないということで、弟への贈与ということで、下限面積も超えておりますので許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 今、私が申し忘れたところもございますので、改めて皆さんに報告しておきます。

13番については、申請人が農業委員個人となっておりますので、まず1番から12番までを審議しまして、13番は別に審議いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の3番と4番は同じ担当委員でございますので、続けてどうぞ。

○21番（田上 一君） 譲渡人と譲受人は兄弟になります。譲渡人のほうが弟さんで譲受人のほうが兄さんですけれども、弟さんのほうが体の調子が悪いということで、兄さんのほうに3番の件は売買されたということです。

4番については、兄さんのほうに弟さんのほうが譲渡されたということです。ということは、弟さんのほうが後継人がおらんで、兄さんのほうには息子さんがおって仕事ができるということで、兄さんのほうに譲渡されたということです。何も跡取りがおるところの問題ですから、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○23番（徳井勝美君） 5番の案件について説明いたします。

兄弟で弟への一括贈与ということで、下限面積も満たしており、何ら問題はなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） はい、次、6番。

○23番（徳井勝美君） 譲渡人は労力不足ということで、小作地を1人でされておって、今回、売買で成立したということで、何ら問題はなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、7番と8番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○24番（田上 均君） 7番の案件は、経営規模拡大の要望により申請された物件であります。双方何ら問題なく、許可相当と判断いたします。

8番の案件ですけれども、これも経営規模拡大のための要望により申請された物件で、申請人の耕作不便ということで、双方何ら問題なく、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○30番（米野旨雄君） 9番の案件について説明いたします。

兄への贈与ですけど、弟は東京に住んでいて、農業をもうやらないそうで、それで兄に贈与するということです。許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、10、11、12番は担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○36番（小田 募君） 10番、11番は同じ受人で、小作地の取得ですので、許可相当と判断いたしました。

12番もお母さんが小作しておりましたが、今度、小作地の取得、売買のために息子さんの名前で取得するそうです。何ら問題もなく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から12番まで、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第54号の1番から12番までについては、許可することに決定しました。

引き続き、13番の質疑に移りますが、申請人が農業委員本人となっており、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、米野委員の退席をお願いいたします。

— 30番 米野旨雄君 退室 —

○議長（東 令佐君） それでは、13番の担当委員の説明をお願いいたします。

○31番（松本哲海君） 13番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は親子関係で、現在トマトを栽培しておられます。この件はですね、子どもさんが青年就農給付金受給にあたっての子への贈与となっております。何ら問題もなく許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第3条、農地の所有権移転許可申請の13番については、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第54号の13番については、許可することに決定しました。

次に、議第55号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第55号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地

法第3条第1項の規定による下記農地の貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、亀甲と青野の申請人で、申請物件が青野の田1,933㎡を労力不足と相手方の要望によります。平成25年10月7日から5年間の契約をするものです。

以上、1件、1,933㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番。

○12番（坂西孝之君） 労力不足と相手方の要望ということで、何ら問題もなく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第55号については、許可することに決定しました。

次に、議第56号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第56号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、長洲町と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田841㎡を相手方の要望と経営拡張により、平成25年10月7日から2年間契約をするものです。

2番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田324㎡を、相手方の要望と経営拡張により、平成25年10月7日から5年間契約をするものです。

3番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田399㎡を、相手方の要望と経営拡張により、平成25年10月7日から2年間契約をするものです。



4番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,101㎡を、相手方の要望と経営拡張により、平成25年10月7日から2年間契約をするものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地1,121㎡外5筆、計4,214㎡を、農業者年金受給のための再設定で、平成25年11月1日から25年間契約をするものです。

以上5件、6,879㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番から4番まで担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 1番の案件について説明いたします。

相手方の要望、それと借人は経営拡張で、下限面積も満たされており、許可相当と判断いたします。

2番も相手方の要望、それと経営拡張、これも同じです。

3番についても相手方の要望、経営拡張、これも同じです。

4番についても相手方の要望、経営拡張ということで、野菜を借人は作っておられて、また計画性もあり、十分大丈夫だと思います。許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○35番（池本信秋君） 5番の案件について説明します。

貸人と借人は親子関係で、農業者年金受給のためです。米とみかんを栽培されております。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第56号については許可することに決定しました。

次に、議第57号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第57号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が寺田の畑495㎡で、当初計画者は、貸倉庫を建設する予定で昭和59年1月に転用許可を受けておりましたが、進入路の拡幅が思うようにできず計画が遂行できなかったため、今回、継承者が個人住宅を建設するため事業計画の変更を行うものでございます。

2番、申請物件が上小田の畑489㎡外11筆、計8,495㎡で、当初計画者は、プリント基板の工場を建設する予定で、平成5年5月に転用許可を受けましたが、その後バブルがはじけ、業績が下がり、工場移転を断念することとなりました。今回、継承者が農産物加工工場を建設するため事業計画変更を行うものでございます。

以上2件でございます。

○議長（東令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番。

○14番（森川正志君） この案件はですね、先ほどちょっと説明があったように、バイパス工事が始まると同時に、今度道路が拡幅工事されるということだったんですけれども、市道編入がなっとらんだったもんだけですね、今回市道編入して拡幅工事するという事で議会にも出しております。それが通ったみたいですね、今回はそういう拡幅工事までできるということで、提出した継承者はですね、この当初計画者の娘さんでありますので、その倉庫予定のうちの495㎡をですね、個人住宅、娘さんの住宅に譲るということです。見たところ別に問題ないと思いますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東令佐君） 次、2番。

○16番（田辺信之君） 2番の案件について説明します。

今、事務局から説明がありましたように、バブル後の業績不良ということで、工場移転を断念された跡地に、9月12日、玉名市の工場整備に関する立地協定の調印をすまされています。

そこで、給水は市水を利用し、生活雑排水は合併槽を利用してですね、処理後

の水は市道の側溝に流すというので、雨水は調整池を作成し、周囲に迷惑のかからないような設計となっています。

以上です。許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第57号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第58号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第58号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件が大倉の樹園地1,897㎡で、転用目的は48.96kWと39.36kW、計88.32kWの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連単する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が滑石の畑767㎡で、転用目的が49.72kWの太陽光発電施設です。農地区分は、住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上2件、2,664㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準、全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号順に担当委員の説明をお願いいたします。

なお、2番については、申請人が農業委員本人となっておりますので、まず1番を審議いたします。1番、どうぞ。

○14番（森川正志君） 1番の案件について説明します。

ここの樹園地はですね、もったいないくらいの農園の基礎がつくってあります。じゃんじゃん出しよらした、出荷はされよったわけですけども、現在あんまり生産物は高くないので、今回は太陽光発電で売電目的で行われるようです。何ら問題ないと思いますので、許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、1番については、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第58号の1番については、許可相当と意見決定することに決定しました。

引き続き、2番の審議に移りますが、申請人が農業委員本人となっており、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、鶴田委員の退席をお願いいたします。

— 6番 鶴田克士君 退室 —

○議長（東 令佐君） 担当委員さんの説明をお願いいたします。どうぞ。

それでは、2番の担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（清田順次君） 目的は太陽光発電施設ということでございますが、北側に住宅地があるということです。ほか西側と南側には、三方張りのコンクリートの排水路が、約1m幅ぐらいの排水路があるというようなことです。東側は一段高くなった農地というふうなことで囲まれております。人の出入りも少なく、雨水は地下浸透というふうなこと。南側と西側に水路がありますので、放流というふうな計画で、近隣周辺に迷惑がかかるという問題も一切ないようでございますので、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、2番については、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第58号の2番については、許可相

当と意見について許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第59号、農地法第5条農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長（永井正治君）** 議第59号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、親子間での使用貸借で、申請物件が立願寺の畑479㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が中の畑550㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の田499㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が築地の田374㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は、上下水管等が2つ以上埋設された道路沿いで、かつ申請地から概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設が存在する区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が石貫の畑262㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が三ツ川の畑757㎡で、転用目的は49.75kWの太陽光発電施設です。農地区分は中山間地域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

7番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑382㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連たんする区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、夫婦間での使用貸借で、申請物件が岱明町の畑412㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅のれん単する区域内に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

9番、親子間での使用貸借で、申請物件が天水町の畑396㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅のれん単する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断されます。

10番、申請物件が天水町の畑109㎡外3筆、計2,738㎡で、転用目的が貸資材置場及び貸駐車場です。農地区分は、玉名市天水支所より500m以内の区域に存在する農地で、第2種農地に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上10件、6,849㎡をご提案申し上げます。申請内容も農地転用の許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げます。地元委員さん同行の上、現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番から4番までは担当委員が同じでございますので、続けてどうぞ。

○4番（西川英文君） 1番から4番までご説明いたします。

まず1番です。これは先ほど説明がありましたように、親子間の貸し借りですね。娘さんのほうに母親の土地を貸すということで、現場は北稜高校の裏の部分に面した住宅地の中の農地でございます。別に問題もなく許可相当と判断いたします。

2番、これも同じ玉名町ですけども、住宅地の中に1区画残ってる農地ですね。そこに市道も通っておりますし、それに上下水道の設置をするということです。

3番、これは今度新しくバイパスができたために、転用可能になった土地なんです。築山小学校の裏のほうの区画になりますけども、ここはまだ道路にしても上下水道が通っておりませんので、自分で市道に合併浄化槽を使って水路に流すということです。

4番、これは築山小学校の前のほうですね。住宅地の中の1カ所残った農地です。これも市道に上下水が通っておりますので、それに接続するというので、1番から4番につきましても全て現地調査をしました結果、何ら問題は生じておりませんし、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○2番（取本一則君） 5番について説明いたします。この譲受にんは、玉名八女線の地域医療センターから石貫の新幹線までの区間が、歩道設置による道路拡幅により家が立ち退きになられます。今年度です、来年の3月までで家を立ち退かなくちゃいけないということで、ほかに自分の土地もないものでございますから、この土地を御相談されました。畑で262㎡、79坪ぐらいの土地でございます、平屋建ての25坪ぐらいです。

この土地につきましては、東側、北側につきましては、現在住宅がこの土地よりも高いところに住宅があります。西側については市道に、玉名市の市道に隣接し、

この市道には玉名市の市の水道が埋設されております。南側につきましては、新幹線が通っているというようなところでございまして、現在の土地は、その市道よりも約40cmぐらい高くなっておりまして、造成の必要はないということで、その土地から市道に流出する恐れがある箇所につきましては、土留めをしてやろうということでございます。汚水につきましては、合併浄化槽を設置して、処理したあと市道の側溝に放流するというので、宅内の雨水につきましては、浸水柵で囲みまして市の側溝に持ってくるということでございます。何ら問題なく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、6番。

○17番（楢本勝利君） 6番の案件について説明します。

太陽光発電システム用の太陽光パネルを設置するために転用し、売電収入を得て申請人の生活を安定させるものです。申請地は、山砂採取跡地であり、周囲も山砂採取跡地の山林地目であり、支障はないものと思われまます。雨水については自然浸透となっております。また、隣接する山林地目跡地には法人が、メガソーラー発電システムを計画しており、今回の事業はそれにのった形で行われるものです。49.75kWだそうです。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、7番と8番は担当委員が同じでございしますので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 7番の案件について説明いたします。

使用貸人が個人住宅を建設されるものです。事業計画について説明いたします。

転用面積382.95㎡です。給排水計画は、玉名市の水道を利用されるということです。それと雨水、生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を設置され、処理後、その後側溝へ流すということです。現地調査を行いました結果、問題なく許可相当と判断いたします。

続きまして、8番について説明いたします。

転用面積412㎡、自己専用住宅です。給排水計画については、市の上下市道が完備されておりますので、これを利用するという事です。雨水、生活雑排水、汚水については、合併浄化槽を設置の上、処理後側溝へ流すということです。雨水につきましては側溝に流します。現地調査の結果、周りに影響もなく、問題なく許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、9番。

○30番（米野旨雄君） 9番の案件について説明いたします。

使用借人は現在親と同居しています。今回、父親の所有の用地に自己専用住宅を建設するものです。申請地は申請人の職場に近く、住宅が建ち並ぶ区域の一面にあ

ります。南側以外は宅地と道路に面しており、南側の農地とはブロックにより、境界をひくための土砂の流出はないと思われま。生活雑排水は北側道路を通る農業集落排水に接続する計画です。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、10番。

○35番（池本信秋君） 10番の案件について、譲受人が経営する建設会社の従業員駐車場や資材置場が不足していることから、申請地を取得して駐車場等に転用するものです。申請地は国道1号線に隣接し、交通の便もよく、宅地や水路に囲まれた農地で、害はないものと思われま。現地調査の結果、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第59号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第60号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第60号、農地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成25年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙農用地利用集積計画の案のとおり、玉名市長より意見を求められております。17ページから18ページまでの13件の集積です。所有権移転が7件の14,492㎡、利用権設定が6件の14,600㎡で、合計13件の29,092㎡の集積でございます。

参考資料として農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画調査書を配布しておりますとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

ご意見、質問はありませんか。

（なしの声）



○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第60号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

### 3. 報 告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第24号から報告第26号を一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 報告第24号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は16件の解約の通知を受理しております。

続きまして、報告第25号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、農作業用機械類を保管する農業用倉庫建設の1件の届けを受理しております。

次に、報告第26号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成25年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

農地交換の許可後に片方が亡くなり、相続人への所有権移転登記がされたため、農地交換の所有権移転登記が困難になったため、今回許可書を返納され、新たに相続人と農地交換の申請をするものでございます。

以上、ご報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局よりの報告がありました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） 質問もないようですので、本日予定していました議案審議、報告を終わります。

-----○-----

### 4. その他

○議長（東 令佐君） その他に移ります。

その他、何かございませんか。

(なしの声)

-----○-----

## 5. 閉 会

○議長（東 令佐君） ないようですので、慎重なる審議誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後 2 時 5 3 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成25年10月7日

玉名市農業委員会会長                      東 令佐

農 業 委 員                                      田上 輝行

農 業 委 員                                      米野 旨雄